地方整備局組織規則の一部を改正する省令

地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二（第一条関係）

地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	青森県沖日本海（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	山形県遊佐町沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
（略）	

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	青森港湾事務所	青森県沖日本海（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田港湾事務所	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

改正前

別表第二（第一条関係）

地方整備局	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
	秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
（略）	

別表第八（第百四十条関係）

所属地方整備局	名　称	海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
東北地方整備局	秋田港湾事務所	秋田県由利本荘市沖（北側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県由利本荘市沖（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県八峰町及び能代市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
		秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域